

平成 2 6 年 度 版

# 事 業 概 要

( 平 成 2 5 年 度 実 績 )

三重県障害者相談支援センター

# 目 次

<b>第1 概要</b> . . . . .	<b>1</b>
1 沿革	
2 名称・所在地・建物配置図等	
3 所管区域	
4 組織及び職員配置	
<b>第2 業務内容</b> . . . . .	<b>7</b>
1 総務課	
2 知的障害者支援課	
3 身体障害者支援課	
4 地域支援課	
<b>第3 平成25年度業務実績</b> . . . . .	<b>15</b>
1 総務課	
(1) 身体障害者手帳の交付事務処理件数	
(2) 年度別身体障害者手帳交付事務処理件数	
(3) 身体障害者手帳交付者数	
(4) 身体障害者福祉法第15条指定医師	
(5) 市町別療育手帳交付事務処理件数	
(6) 年度別療育手帳交付事務処理件数	
(7) 療育手帳交付者数	
2 知的障害者支援課	
(1) 年度別相談人員の推移	
(2) 相談形態割合	
(3) 相談判定処理状況	

- (4) 市町別相談判定状況
- (5) 男女別年齢別相談件数
- (6) 男女別程度別相談件数
- (7) 生活活動状況別相談割合
- (8) 地域支援の状況
- (9) 研修の状況

### 3 身体障害者支援課

- (1) 相談業務
- (2) 判定業務
- (3) 判定等実施状況
- (4) 判定依頼件数の過去5年間の推移
- (5) 来所・巡回別実施判定依頼件数の過去5年間の推移
- (6) 判定依頼状況の過去5年間の推移
- (7) 更生医療の判定件数
- (8) 補装具判定の状況
- (9) 研修の状況
- (10) 市町等に対する専門的な技術的助言・指導等の業務
- (11) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

### 4 地域支援課

- (1) 相談支援事業
- (2) 相談支援体制整備・強化及び地域の協議会支援
- (3) 人材育成支援事業
- (4) 障害者虐待防止・権利擁護事業

## 第1 概要

三重県身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の規定に基づき三重県が設置した行政機関です。

身体障害者更生相談所は、市町における身体障がい者の更生援護の実施にあたり専門的な知識・技術を必要とする医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、補装具の処方及び適合判定を行うほか、更生援護に関する市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行い、また身体障害者手帳の交付を行っています。

また、知的障害者更生相談所は、市町における知的障がい者の更生援護の実施に関し、専門的な知識や技術を要する医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、市町間の連絡及び調整、情報の提供、専門的な知識及び技術を必要とする相談・指導を行い、また療育手帳の判定及び交付を行っています。

本県では、この身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、障がい当事者への相談支援の充実にに向けた機能強化を主たる目的として平成21年4月1日に統合され、障害者相談支援センターとなりました。

なお、統合により当センターに新たに設置した「地域支援課」において、障がい者相談支援体制強化事業を本庁から移管・実施するとともに、各障害保健福祉圏域に設置されている「総合相談支援センター」の機能の充実にに向けた支援や、「協議会」の活性化を図る取組を行っています。

さらに、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、この法律により県は「障害者権利擁護センター」としての機能を果たすことが義務付けられました。そこで障害者相談支援センター内に「三重県障害者権利擁護センター」を設置しました。

### 1 沿革

#### (1) 身体障害者更生相談所の沿革

昭和27年10月	三重県民生部厚生課内に設置
昭和30年6月	三重県身体障害者更生指導所（津市藤方2283-1）の設置に伴い移転
昭和60年4月	三重県身体障害者総合福祉センター（津市一身田大古曾670番地2）の整備に伴い、同センター内に移転

平成 21 年 4 月 1 日 「障害者相談支援センター」(津市一身田大古曾 670 番地 2) として身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所が統合

(2) 知的障害者更生相談所の沿革

昭和 35 年 7 月 1 日 三重県身体障害者更生指導所 (津市藤方 2283-1) 内に併置

昭和 39 年 4 月 1 日 精神薄弱者更生施設「三重県樹心寮」(津市城山 1 丁目 12-2) 内に移転・併置

昭和 46 年 7 月 1 日 三重県中央児童相談所 (津市鳥居町 258) 内に移転・併置

平成 2 年 4 月 16 日 三重県中央児童相談所の庁舎新築 (津市一身田大古曾字雁田 694-1) に伴い移転

平成 11 年 4 月 1 日 知的障害者更生相談所と知的障害者更生施設「三重県樹心寮」を統合し、「知的障害者福祉センターはばたき」(津市城山 1 丁目 12-2) を整備、移転

平成 18 年 4 月 1 日 更生施設部門が平成 17 年度末をもって休止したことに伴い、名称が知的障害者更生相談所に変更

※ 更生施設部門は平成 19 年 4 月から民営の施設として運営

平成 21 年 4 月 1 日 「障害者相談支援センター」として、身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所が統合され、三重県身体障害者総合福祉センター (津市一身田大古曾 670 番地 2) 内に移転

## 2 名称・所在地・建物配置図等

- ・名称 三重県障害者相談支援センター
- ・所在地 〒514-0113 三重県津市一身田大古曾 670 番地 2  
TEL 059-236-0400 (総務課)  
059-232-7531 (知的障害者支援課)  
059-232-7356 (身体障害者支援課)  
059-236-0403 (地域支援課)  
FAX 059-231-0687  
E-mail [shogaic@pref.mie.jp](mailto:shogaic@pref.mie.jp)  
HP <http://www.pref.mie.jp/SHOGAIC/HP/>

### ・案内図



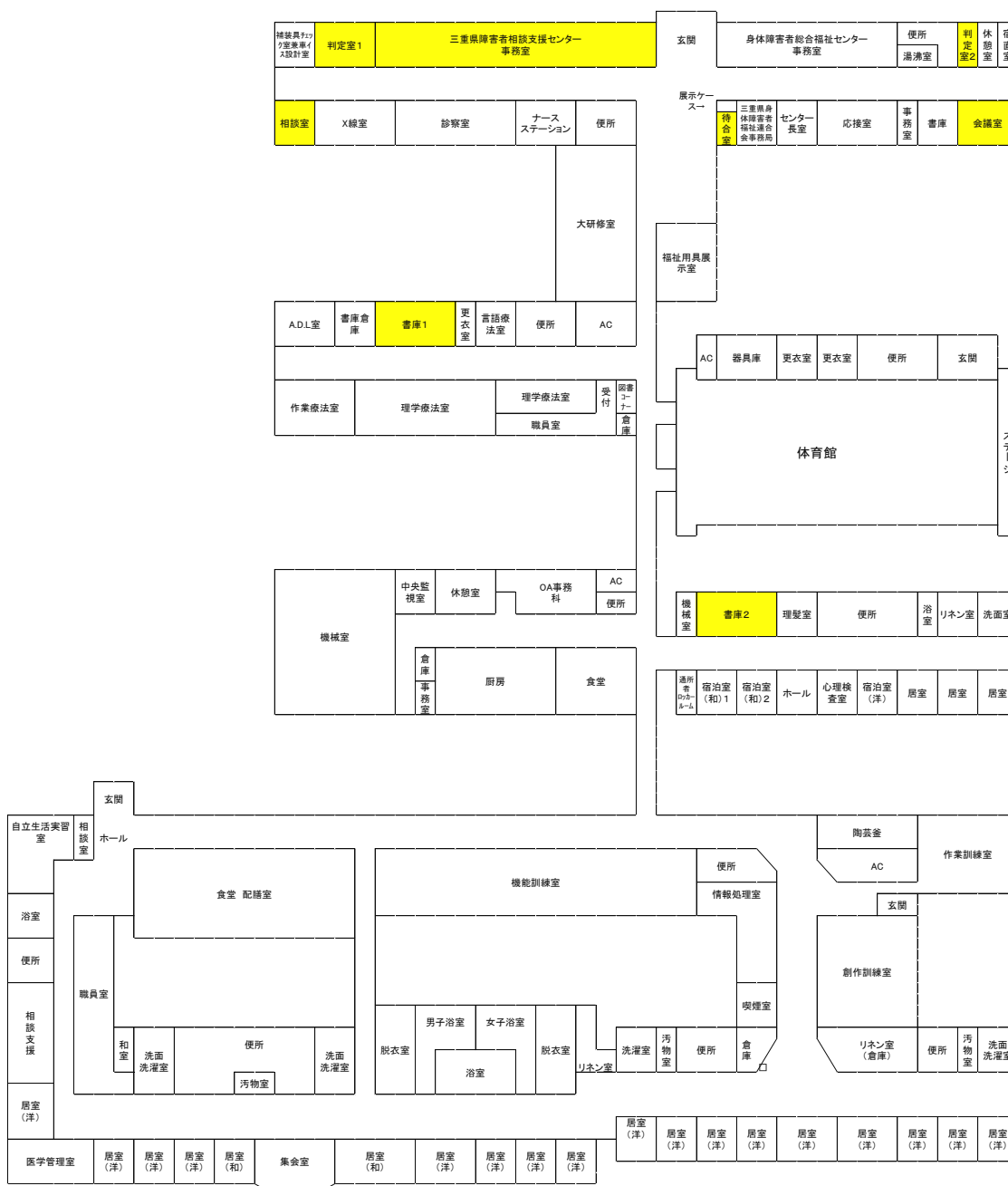
交通：JR一身田駅から徒歩約10分

津駅西口からバス（夢が丘団地行き）「身体障害者総合福祉センター前」

「人権センター口」からは徒歩約3分

・建物配置図等（三重県身体障害者総合福祉センター）

※ 三重県障害者相談支援センター使用部分



※ 配置については、一部変更される場合があります。

※ 三重県身体障害者総合福祉センター（平屋建て）

敷地面積 66,417.71 m<sup>2</sup>

建物延べ面積 8,172.30 m<sup>2</sup> (396.235 m<sup>2</sup>)

( ) は、三重県障害者相談支援センターの面積【玄関等共用面積を除く】

### 3 所管区域

三重県全域

(9 障害保健福祉圏域)

14 市 15 町



平成26年4月1日現在

地域名	総数	人口比率	世帯数	世帯比率	範囲
桑名	217,789	12.0%	81,189	11.3%	桑名市・いなべ市・桑名郡・員弁郡
四日市	370,748	20.4%	147,275	20.5%	四日市市・三重郡
鈴鹿	247,439	13.6%	96,161	13.4%	鈴鹿市・亀山市
津	279,895	15.4%	114,146	15.9%	津市
松阪	213,681	11.7%	83,010	11.6%	松阪市・多気郡
伊勢	245,154	13.5%	96,186	13.4%	伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡
伊賀	171,822	9.4%	64,913	9.1%	名張市・伊賀市
尾鷲	35,651	2.0%	16,678	2.3%	尾鷲市・北牟婁郡
熊野	38,145	2.1%	17,419	2.4%	熊野市・南牟婁郡
合計	1,820,324	100.0%	716,977	100.0%	



#### 4 組織及び職員配置（平成26年4月1日現在）

所 長（事務）		1名
総 務 課	課長（事務）	1名
	事務	4名
	業務補助職員	2名
知的障害者支援課	課長（技術）	1名
	ケースワーカー	4名
	（事務1名、技術3名）	
	心理判定員	4名
	医師（兼務）	1名
	医師（非常勤嘱託）	1名
身体障害者支援課	課長（事務）	1名
	事務	1名
	看護師	2名
	医師（非常勤嘱託）	8名
地域支援課	課長（技術）	1名
	事務	4名
	技術	1名

#### 【再掲】

事務吏員	13名
技術吏員	12名
業務補助職員（事務）	2名
兼務医師	1名
嘱託医	9名

## 第2 業務内容

### 1 総務課

#### (1) 身体障害者手帳の交付業務

平成18年度から身体障害者更生相談所で交付事務を行っています。

#### (2) 身体障害者福祉法第15条第1項医師の指業務定

#### (3) 療育手帳の交付業務

平成18年度から児童分を含めて知的障害者更生相談所で交付事務を行っています。

#### (4) その他庶務、経理業務

### 2 知的障害者支援課

知的障害者福祉法第12条、同施行令、同施行規則、厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知（平成15年3月25日、障発0325002号）により以下の業務を行っています。

- ・ 知的障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務
- ・ 18歳以上の知的障がい者の医学的、心理学的判定
- ・ 市町が行う援護の実施に関し、市町に対する専門的な技術援助及び助言、情報提供、市町相互間の連絡調整、市町職員に対する研修、その他必要な援助
- ・ 地域生活支援の推進に関する業務
- ・ 本人若しくはその保護者及び市町から求めがあった時や、その他必要があると認められた時は、知的障がい者の福祉を図るために必要な事項を記載した判定書を交付

#### (1) 相談・判定

知的障がい者の生活全般にわたり、市町を通じて本人、家族その他からの相談に応じ、医学的及び心理学的判定等を行い、その福祉に寄与するために必要な支援を行っています。

##### ① 実施方法

ア 来所相談

障害者相談支援センターにおいて、対象者に関する各種相談を受け、必要に応じて心理学的判定等を実施しています。

イ 巡回相談

障害者相談支援センターから遠隔地である等の事情により、年間計画を立てて居住市町等へ出向き、相談、判定に応じています。

② 相談内容

ア 施設相談

障害者支援施設等への入所、通所に関する相談

イ 職親委託相談

生活指導及び技能習得訓練等を受けるための職親委託に関する相談

ウ 職業相談

職業に就かせることについての相談又は職業安定所等への紹介の相談

エ 医療保健相談

医療又は保健指導等の相談及び医療保健施設等への紹介依頼の相談

オ 生活相談

生活保護法の適用等経済的問題に関する相談及び日常生活上の悩みや不適応行動、余暇活動等に関する相談

カ 教育相談

特別支援学校高等部等の学校教育や卒業後の進路に関する相談のほか、家庭における教育等に関する相談

キ 療育手帳相談

療育手帳に関する相談

ク その他の相談

ア～キのいずれにも該当しない相談

③ 判定内容

ア 医学的判定

精神医学的診断に基づき判定を行ったもの

イ 心理学的判定

心理学的諸検査及び観察等により心理学的判定を行ったもの

ウ 職能的判定

動作能力、作業素質及び生活環境等により適職の判定を行ったもの

エ その他の判定

ア～ウのいずれにも該当しない判定

#### ④ 判定書等の交付

相談、判定の結果について、市町あてに判定・意見書を交付し、市町が実施する援護について専門的技術的支援を行っています。また、知的障がい者の生活の安定、向上を図るため、社会保障上の制度活用に関する各種証明書等を交付しています。

### (2) 地域支援

#### ① 市町等地域支援

地域の協議会（知的障がい部会等）に出席し、困難事例に対する支援検討、関係機関によるネットワーク構築のための協議等を行うほか、必要に応じて助言や提案を行っています。

#### ② 入所調整

知的障がい者の施設入所希望に関する情報の集約及び入所待機者名簿の管理、施設の入退所状況のとりまとめを行い、市町相互間の連絡調整及び市町、施設に対する情報の提供等を行っています。

また、療養介護（三重病院）の利用（入所）を希望する18歳以上の者を対象に利用調整を実施しています。

#### ③ セーフティネットの構築

保護者の死亡等により、急きょ安心、安全な生活の場の確保が必要となった知的障がい者に対し、県独自でセーフティネット機能事業として緊急入所制度を設けています。緊急入所の適否は調整委員会を開催して決定し、知的障害者支援課はこれに関係する一連の事務を担っています。

#### ④ 行動観察事業

地域生活において何らかの不応や支援上の困難性を抱えた在宅等の知的障がい者に対し、一時的に入所施設（障害者支援施設「城山れんげの里」）を利用して行動観察を行い、再度地域での生活が可能となるように支援しています。

### (3) 関係機関への支援

#### ①三重県地域生活定着支援センター

知的障がい有するため、又は知的障がい疑われるために福祉的な支援を必要とする矯正施設及び更生保護施設等の退所予定者又は退所者のうち、18歳以上の者で援護を実施する市町が定まっておらず、判定を受けることを同意している者について、三重県地域生活定着支援センターの依頼により、社会復帰及び地域生活への定着支援に資するよう知的障がいの判定を行っています。

#### ②三重県自閉症・発達障害支援センター

発達障害者支援法第2条に規定する発達障害者及び発達障害が疑われる18歳以上の者のうち査定を受けることについて同意している者について、三重県自閉症・発達障害支援センターの依頼により、発達障害の発見や専門的な発達支援に資するよう心理学的査定を行っています。

#### (4) 研修

地域生活支援の視点で、市町職員をはじめとする知的障がい者支援従事者に対して研修を行い、資質の向上を図っています。

### 3 身体障害者支援課

身体障害者福祉法第11条、同施行令、同施行規則、厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知（平成15年3月25日、障発0325001号）により以下の業務を行っています。

- ・ 身体障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務
- ・ 身体障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定並びに補装具の処方及び適合判定業務
- ・ 市町が行う援護の実施に関し、市町に対する専門的な技術援助及び助言、情報提供、市町相互間の連絡調整、市町職員に対する研修、その他必要な援助並びにこれらに付随する業務
- ・ 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定業務

#### (1) 相談・判定

身体障がいのある人や家族などからの求めに応じ、その援護の実施機関で

ある市町からの依頼を受けて、特に専門的な知識や技術を必要とする事項について、相談支援を行うとともに、医学的、心理学的及び職能的判定に基づいて、総合的判定を行っています。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

(ア) 身体障がい者の更生医療に係る相談及び判定

(イ) 補装具の処方及び適合判定

(ウ) 施設利用及びその他身体障がい者の更生援護のための各種相談

## (2) 地域支援

身体障がいのある人が地域の中で充実した生活を送ることができるよう、市町等が実施する援護について専門的技術的援助を行うとともに、市町、サービス提供者等の関係機関と連携し、生活支援体制の充実を図るなど、地域福祉の推進に寄与します。

具体的には、三重県内の障害者支援施設（旧療護施設）への入所について、サービスを受ける必要性の高い入所希望者に優先的に入所していただくため、入所に関する手続き及び基準を明示し、それに基づいて各施設が「入所基準」を策定・運用しています。

また、特別支援学校が開催する進路懇談会に出席し、学校、市町、地域生活支援センター職員等に助言・指導等を行います。

## (3) 調査研究・研修

身体障がいに関する調査及び情報収集、啓発及び関係機関職員等への研修を実施します。

## (4) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

保険医療機関、保健薬局などからの申請により、育成医療、更生医療を担当する指定自立支援医療機関を指定します。

## 4 地域支援課

障害者総合支援法第 78 条の規定により以下の業務を行っています。

- ・障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な専門性の高い相談業務及び相談支援体制の充実に向けた取組

- ・障がい福祉サービス、相談支援を行う者に対する研修
- ・障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会充実に向けた取組

平成 24 年 10 月に施行された障害者虐待防止法により障害者相談支援センター内に「三重県障害者権利擁護センター」を設置しました。

また、障害者虐待防止対策支援事業により、虐待防止にかかる研修を行っています。

#### (1) 相談支援事業

障害保健福祉圏域ごとに障がい者の相談支援体制の充実を図るとともに、全県域を対象に自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいなどの専門性の高い相談支援事業を行っています。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

##### ① 障がい者就業・生活支援事業

就労中又は就労を希望する障がい者の相談に応じるとともに、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携をとって就労の機会の提供、就労継続支援等必要な支援を行っています。

##### ② 障がい児等療育相談支援事業

障がい児（者）または発達の気になる児童等並びに家族等の地域における生活を支えるための相談に応じるとともに、県の療育機関と連携を図りながら地域の療育機能の充実を図ります。

##### ③ 高次脳機能障害及びその関連障がいに対する支援普及事業

交通事故等による脳外傷により生じた高次脳機能障がい者の社会復帰や地域生活を支援するために必要な相談支援を行うとともに、医療機関、施設等で高次脳機能障がい者の支援に携わる者に対する研修等を行います。

##### ④ 自閉症・発達障害支援センター運営事業

自閉症等の特有な発達障害を有する障がい児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として自閉症・発達障害支援センターを設置し、県民の理解を促進するため研修等を行い、相談・助言、指導・就

労に関する支援や関係施設との連携により、障がい児（者）の福祉の向上を図ります。

⑤ 重症心身障がい児（者）相談支援事業

在宅の重症心身障がい児（者）やその家族の生活を支援するための相談に応ずるとともに、療育機関等福祉サービスの情報提供などを行うことにより、重症心身障がい児（者）の地域生活の支援を行います。

(2) 相談支援体制整備・強化及び地域協議会の充実

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、地域の相談支援体制及び協議会の充実に向けて、県や市町から相談支援事業を受託している障がい者相談支援センターの代表者会議の開催や圏域アドバイザーの配置等を行っています。

(3) 人材育成支援事業

障がい者福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、その担い手となる人材の確保・育成を図るため、人材育成に関する検討委員会を設置し、研修の企画運営、人材育成ビジョンの策定等を行っています。

主な研修は以下のとおりです。

① 障害支援区分認定調査員研修

市町職員、事業所の職員等であり、障害支援区分の認定調査を行うことが見込まれる者を対象とした研修を行います。

② 審査会委員研修

障害支援区分の認定を行う市町の審査会委員の研修を行います。

③ 相談支援従事者研修

相談支援従事者の養成や資質の向上を図るため研修を行います。

④ サービス管理責任者等研修

個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置されるサービス管理責任者の養成及びフォローアップするための研修を行います。

(4) 障害者虐待防止・権利擁護事業

① 三重県障害者権利擁護センター



「使用者による障害者虐待」の相談を受付けています。ここではセンター職員が相談を受け付け、必要に応じて該当する市町、県健康福祉部障がい福祉課及び関係機関と連携を図るとともに、市町への助言や支援を行っています。

## ②障害者虐待防止・権利擁護研修の実施

障害者虐待の問題について、障害者福祉施設従事者等の理解を深めるとともに、市町等の障害者虐待防止担当職員等の専門性の強化を図るため、研修を行っています。

### 第3 平成25年度業務実績

#### 1 総務課

##### (1) 身体障害者手帳の交付事務処理件数

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

		視 覚	聴 覚 平 衡	音声言語 ・そしゃく	肢 体 不自由	脳原性	心 臓	じん臓
交付・ 処理 件数	新規交付	336	423	87	4,142	90	977	528
	再交付(認定)	323	272	43	1,535	91	372	341
	再交付(取替)	108	116	24	584	19	180	87
	居住地変更	102	135	24	802	37	135	60
	返還	397	416	112	2,766	19	660	467
	県内転入	23	32	7	162	4	40	15
	県外転出	15	23	5	93	5	25	8
合計		1,304	1,417	302	10,084	265	2,389	1,506

		呼吸器	ぼうこう 直 腸	小 腸	肝臓	その他	合 計
交付・ 処理 件数	新規交付	324	473	4	20	21	7,425
	再交付(認定)	64	167	6	5	1	3,220
	再交付(取替)	9	45	1	2	4	1,179
	居住地変更	26	50	1	4	2	1,378
	返還	332	463	2	22	1	5,657
	県内転入	4	12	0	1	9	309
	県外転出	1	10	0	1	2	188
合計		760	1,220	14	55	40	19,356

身体障害者手帳市町別交付事務処理件数

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

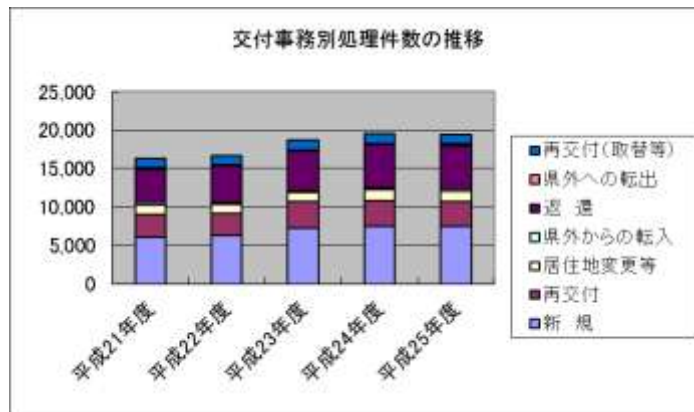
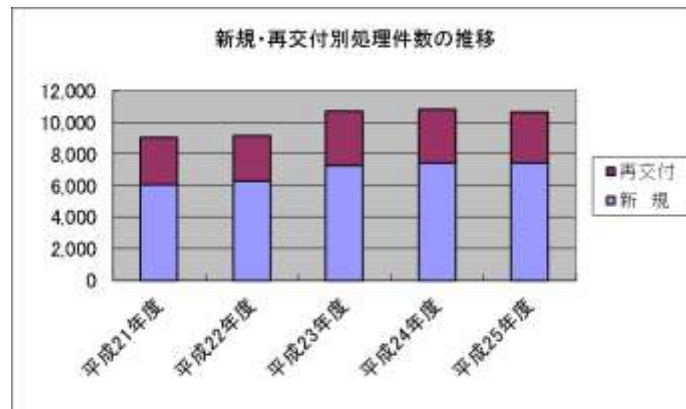
市町名	新規 交付	再交付 (認定)	再交付 (取替)	居住地 変更	返還	県内 転入	県外 転出	計
津市	1,080	552	186	258	901	42	32	3,051
四日市市	1,091	498	195	214	708	62	39	2,807
伊勢市	582	213	81	120	469	10	14	1,489
松阪市	708	305	104	140	502	32	8	1,799
桑名市	473	198	73	69	393	16	12	1,234
鈴鹿市	725	325	173	151	546	32	19	1,971
名張市	339	138	49	36	205	24	12	803
尾鷲市	135	41	13	25	84	7	4	309
亀山市	185	84	25	28	130	10	1	463
鳥羽市	90	52	23	10	80	3	1	259
熊野市	107	52	11	13	111	6	2	302
いなべ市	151	80	32	20	151	3	1	438
志摩市	261	75	38	44	191	8	2	619
伊賀市	444	216	61	75	383	20	10	1,209
市計	6,371	2,829	1,064	1,203	4,854	275	157	16,753
木曾岬町	26	9	4	0	20	5	4	68
東員町	92	36	6	15	57	6	4	216
菰野町	155	66	19	41	127	3	4	415
朝日町	44	9	5	8	24	0	0	90
川越町	32	10	6	7	20	2	1	78
多気町	80	22	10	6	56	1	3	178
明和町	100	28	10	23	80	1	1	243
大台町	68	18	9	3	52	0	1	151
玉城町	52	31	4	11	39	2	3	142
度会町	40	18	6	4	35	0	1	104
大紀町	77	27	4	7	73	2	1	191
南伊勢町	111	44	7	18	62	0	3	245
紀北町	98	37	15	17	72	3	4	246
御浜町	25	7	6	10	45	4	0	97
紀宝町	54	29	4	5	41	5	1	139
町計	1,054	391	115	175	803	34	31	2,603
合計	7,425	3,220	1,179	1,378	5,657	309	188	19,356

(2) 年度別身体障害者手帳交付事務処理件数

処理区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
新規	6,050	6,281	7,270	7,426	7,425
再交付	2,966	2,877	3,410	3,409	3,220
小計	9,016	9,158	10,680	10,835	10,645
居住地変更等	1,248	1,154	1,224	1,377	1,378
県外からの転入	323	293	245	285	309
返還	4,302	4,719	5,104	5,549	5,657
県外への転出	179	149	180	180	188
再交付(取替等)	1,244	1,180	1,283	1,310	1,179
合計	16,312	16,653	18,716	19,536	19,356

※ 平成 22 年 4 月から肝臓機能障害が追加されました。

※ 平成 23 年 4 月から肢体不自由を上肢・下肢・体幹に分けて認定しています。



(3) 身体障害者手帳交付者数 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

(単位:人)

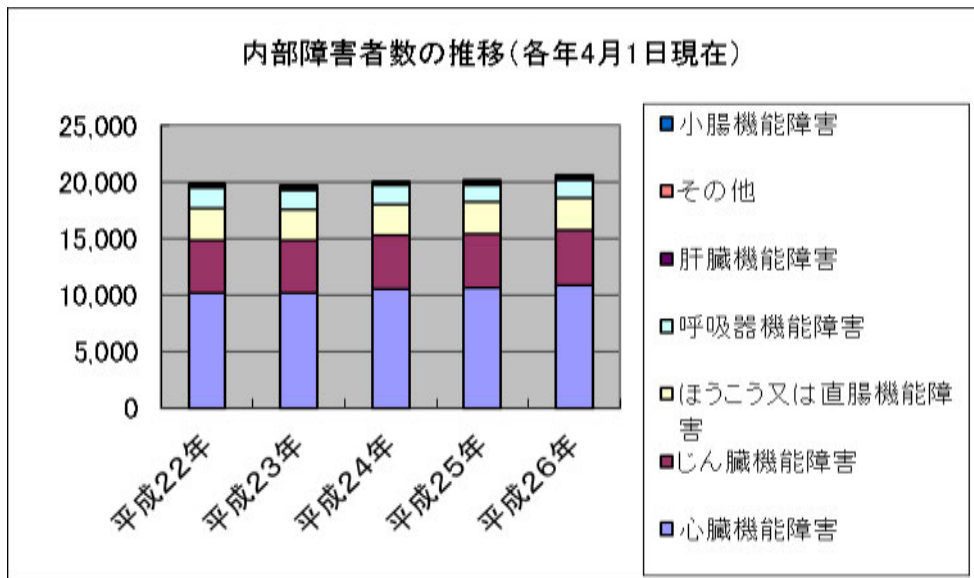
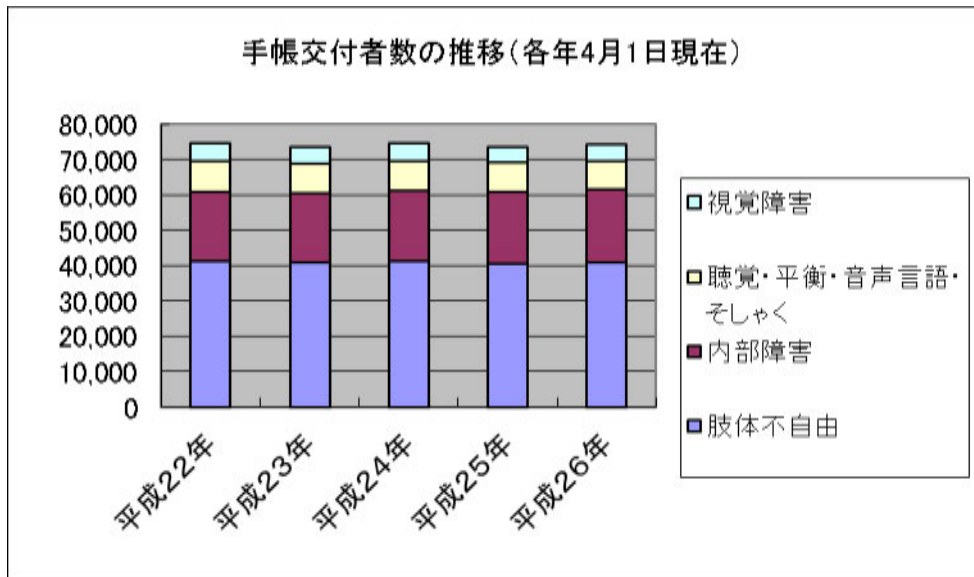
障害別		等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	障害別 構成比
視覚障害	児	34	9	5	4	8	2	62	6.10%	
	者	1,617	1,248	366	335	560	336	4,462		
	計	1,651	1,257	371	339	568	338	4,524		
聴覚又は平衡機能障害	児	3	71	45	23	0	44	186	9.95%	
	者	347	1,778	1,081	1,219	41	2,726	7,192		
	計	350	1,849	1,126	1,242	41	2,770	7,378		
音声・言語機能又は そしゃく機能障害	児	0	1	0	6			7	1.14%	
	者	26	77	443	290			836		
	計	26	78	443	296	0	0	843		
肢体不自由	児	426	290	92	17	37	10	872	55.17%	
	者	6,823	7,537	8,981	11,554	3,348	1,812	40,055		
	計	7,249	7,827	9,073	11,571	3,385	1,822	40,927		
内 部 障 害	心臓機能障害	児	89	0	53	20			162	14.68%
		者	7,323	64	1,802	1,539			10,728	
		計	7,412	64	1,855	1,559	0	0	10,890	
	呼吸器機能障害	児	12	0	7	1			20	2.07%
		者	278	37	892	309			1,516	
		計	290	37	899	310	0	0	1,536	
	じん臓機能障害	児	9	0	0	0			9	6.55%
		者	4,526	13	218	93			4,850	
		計	4,535	13	218	93	0	0	4,859	
	ぼうこう又は直 腸機能障害	児	3	0	13	10			26	3.80%
		者	12	10	168	2,604			2,794	
		計	15	10	181	2,614	0	0	2,820	
	小腸機能障害	児	4	0	1	3			8	0.11%
		者	10	5	9	51			75	
		計	14	5	10	54	0	0	83	
	肝臓機能障害	児	16	0	0	0			16	0.20%
		者	112	10	8	4			134	
		計	128	10	8	4	0	0	150	
	その他	児	0	0	0	0			0	0.23%
		者	34	84	40	13			171	
		計	34	84	40	13	0	0	171	
	(内部障害計)	児	133	0	74	34			241	27.64%
		者	12,295	223	3,137	4,613			20,268	
		計	12,428	223	3,211	4,647	0	0	20,509	
合計	児	596	371	216	84	45	56	1,368	100.0%	
	者	21,108	10,863	14,008	18,011	3,949	4,874	72,813		
	計	21,704	11,234	14,224	18,095	3,994	4,930	74,181		
等級別構成比		29.26%	15.14%	19.17%	24.40%	5.38%	6.65%	100.0%		

※ 複数の障がいのある方は、最重度の障がいの種別とし、総合等級で整理している。

身体障害者手帳市町別交付者数

(単位:人)

障害 区分 市町名	視覚	聴覚 ・ 平衡	音声 言語 ・ 咀嚼	肢体 不 自由	内 部 障 害								児・者別内訳		合 計
					心臓	呼吸 器	腎臓	膀胱 ・ 直腸	小腸	肝臓	その 他	計	児	者	
津市	791	1,016	126	6,547	1,557	187	686	416	17	26	0	2,889	248	11,121	11,369
四日市市	672	1,050	120	5,661	1,868	173	841	401	10	22	0	3,315	256	10,562	10,818
伊勢市	336	637	64	2,811	817	113	348	182	3	89	0	1,472	90	5,230	5,320
松阪市	391	684	88	3,698	882	143	397	257	14	15	0	1,708	137	6,432	6,569
桑名市	279	392	48	2,406	874	82	297	205	9	5	0	1,472	78	4,519	4,597
鈴鹿市	378	659	68	3,981	871	121	510	305	9	18	0	1,834	166	6,754	6,920
名張市	193	316	38	1,861	420	68	218	107	6	4	0	823	60	3,171	3,231
尾鷲市	51	84	13	644	191	32	85	43	2	3	0	356	13	1,135	1,148
亀山市	120	242	24	1,312	251	55	134	103	0	6	0	549	38	2,209	2,247
鳥羽市	81	146	15	639	167	31	72	35	0	3	0	308	14	1,175	1,189
熊野市	64	107	7	651	149	69	74	58	1	1	0	352	11	1,170	1,181
いなべ市	89	176	21	1,011	247	45	102	67	1	3	0	465	28	1,734	1,762
志摩市	176	353	42	1,425	416	74	194	113	1	5	0	803	36	2,763	2,799
伊賀市	350	501	56	2,860	621	85	231	152	3	12	0	1,104	53	4,818	4,871
(市計)	3,971	6,363	730	35,507	9,331	1,278	4,189	2,444	76	132	0	17,450	1,228	62,793	64,021
木曾岬町	15	8	6	96	47	5	18	10	0	0	0	80	1	204	205
東員町	43	83	11	481	168	25	63	33	0	3	0	292	17	893	910
菟野町	76	128	12	819	227	39	107	58	3	4	0	438	24	1,449	1,473
朝日町	7	24	3	121	44	8	13	13	0	0	0	78	7	226	233
川越町	18	34	2	217	71	7	31	4	0	1	0	114	8	377	385
多気町	43	90	4	329	89	6	46	28	1	1	0	171	11	626	637
明和町	55	125	10	503	145	23	55	34	0	1	0	258	21	930	951
大台町	27	42	8	350	86	20	28	24	0	1	0	159	5	581	586
玉城町	36	57	11	323	91	14	42	19	1	0	0	167	2	592	594
度会町	29	47	2	182	66	7	28	17	1	2	0	121	5	376	381
大紀町	41	59	4	356	94	25	43	12	1	0	0	175	4	631	635
南伊勢町	69	133	18	533	179	22	50	29	0	3	0	283	11	1,025	1,036
紀北町	43	90	12	579	137	19	82	44	0	1	0	283	13	994	1,007
御浜町	29	46	3	196	50	17	19	19	0	1	0	106	3	377	380
紀宝町	22	49	7	335	65	21	45	32	0	0	0	163	8	568	576
(町計)	553	1,015	113	5,420	1,559	258	670	376	7	18	0	2,888	140	9,849	9,989
その他											171	171	0	171	171
県合計	4,524	7,378	843	40,927	10,890	1,536	4,859	2,820	83	150	171	20,509	1,368	72,813	74,181



(4) 身体障害者福祉法第15条指定医師

① 平成25年度の指定状況

	4月	6月	8月	10月	12月	2月	計
指定申請件数	7	15	10	5	5	5	47
指定件数	7	15	10	5	5	5	47
うち新規指定者	6	15	10	4	5	5	45

② 医師指定の推移(過去5年間の状況)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
指定申請件数	142	107	54	55	47
指定件数	142	107	54	55	47

③ 障害保健福祉圏域別指定医師配置状況（平成26年4月1日現在）【所属機関が不明な指定医師を除く】

	実人数 (人)	指定医師 延件数	視覚障害	聴覚障害	平衡機能 障害	音声言語 機能障害	そしゃく 機能障害	肢体 不自由	心臓機能 障害	じん臓 機能障害	呼吸器 機能障害	膀胱直腸 機能障害	小腸機能 障害	免疫機能 障害	肝臓機能 障害
<b>桑名員弁</b>	<b>190</b>	<b>751</b>	<b>21</b>	<b>20</b>	<b>25</b>	<b>35</b>	<b>21</b>	<b>141</b>	<b>105</b>	<b>107</b>	<b>100</b>	<b>71</b>	<b>82</b>	<b>0</b>	<b>23</b>
桑名市	145	601	13	16	20	28	17	108	84	86	79	59	70	0	21
いなべ市	34	114	6	2	3	5	2	25	15	16	16	11	11	0	2
木曽岬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東員町	11	36	2	2	2	2	2	8	6	5	5	1	1	0	0
<b>四日市</b>	<b>396</b>	<b>1,516</b>	<b>44</b>	<b>39</b>	<b>52</b>	<b>81</b>	<b>44</b>	<b>279</b>	<b>212</b>	<b>225</b>	<b>214</b>	<b>136</b>	<b>155</b>	<b>5</b>	<b>30</b>
四日市市	356	1,361	38	34	46	72	39	251	190	201	194	123	141	5	27
菟野町	30	122	6	4	5	8	4	21	17	18	15	11	11	0	2
朝日町	4	12	0	0	0	0	0	2	2	3	2	1	1	0	1
川越町	6	21	0	1	1	1	1	5	3	3	3	1	2	0	0
<b>鈴鹿・亀山</b>	<b>213</b>	<b>791</b>	<b>27</b>	<b>22</b>	<b>27</b>	<b>45</b>	<b>24</b>	<b>157</b>	<b>109</b>	<b>112</b>	<b>108</b>	<b>64</b>	<b>80</b>	<b>3</b>	<b>13</b>
鈴鹿市	183	690	22	19	24	41	21	137	94	99	93	57	70	3	10
亀山市	30	101	5	3	3	4	3	20	15	13	15	7	10	0	3
<b>津</b>	<b>482</b>	<b>1,881</b>	<b>64</b>	<b>63</b>	<b>80</b>	<b>115</b>	<b>64</b>	<b>338</b>	<b>256</b>	<b>251</b>	<b>258</b>	<b>153</b>	<b>182</b>	<b>10</b>	<b>47</b>
津市	482	1,881	64	63	80	115	64	338	256	251	258	153	182	10	47
<b>松阪多気</b>	<b>264</b>	<b>963</b>	<b>26</b>	<b>18</b>	<b>28</b>	<b>43</b>	<b>20</b>	<b>192</b>	<b>147</b>	<b>151</b>	<b>143</b>	<b>74</b>	<b>101</b>	<b>2</b>	<b>18</b>
松阪市	226	813	24	16	24	36	16	161	123	129	121	61	85	1	16
多気町	4	12	1	0	0	0	0	3	2	2	2	1	1	0	0
明和町	20	83	1	1	3	5	3	15	14	12	12	7	8	1	1
大台町	14	55	0	1	1	2	1	13	8	8	8	5	7	0	1
<b>伊勢志摩</b>	<b>241</b>	<b>921</b>	<b>28</b>	<b>23</b>	<b>30</b>	<b>45</b>	<b>23</b>	<b>180</b>	<b>139</b>	<b>138</b>	<b>138</b>	<b>66</b>	<b>90</b>	<b>3</b>	<b>18</b>
伊勢市	154	562	21	18	24	33	17	107	83	83	81	33	52	1	9
鳥羽市	14	65	1	0	0	1	0	13	10	10	10	7	8	2	3
志摩市	49	193	6	4	5	9	5	37	28	28	29	19	19	0	4
玉城町	11	52	0	1	1	2	1	10	8	8	8	6	6	0	1
度会町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南伊勢町	7	29	0	0	0	0	0	7	6	5	5	1	4	0	1
大紀町	6	20	0	0	0	0	0	6	4	4	5	0	1	0	0
<b>伊賀</b>	<b>143</b>	<b>524</b>	<b>15</b>	<b>13</b>	<b>12</b>	<b>20</b>	<b>9</b>	<b>102</b>	<b>80</b>	<b>82</b>	<b>73</b>	<b>51</b>	<b>60</b>	<b>0</b>	<b>7</b>
名張市	61	208	6	6	6	9	5	41	32	32	30	15	23	0	3
伊賀市	82	316	9	7	6	11	4	61	48	50	43	36	37	0	4
<b>紀北</b>	<b>47</b>	<b>210</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>9</b>	<b>4</b>	<b>39</b>	<b>30</b>	<b>31</b>	<b>30</b>	<b>20</b>	<b>22</b>	<b>1</b>	<b>9</b>
尾鷲市	33	135	5	5	5	6	4	26	17	19	17	12	13	0	6
紀北町	14	75	0	0	0	3	0	13	13	12	13	8	9	1	3
<b>紀南</b>	<b>25</b>	<b>93</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>19</b>	<b>15</b>	<b>17</b>	<b>14</b>	<b>6</b>	<b>12</b>	<b>0</b>	<b>1</b>
熊野市	13	51	2	0	0	1	0	10	9	10	8	4	7	0	0
御浜町	10	32	1	1	1	2	1	7	4	5	4	2	3	0	1
紀宝町	2	10	0	0	0	0	0	2	2	2	2	0	2	0	0
<b>合計</b>	<b>2,001</b>	<b>7,650</b>	<b>233</b>	<b>204</b>	<b>260</b>	<b>396</b>	<b>210</b>	<b>1,447</b>	<b>1,093</b>	<b>1,114</b>	<b>1,078</b>	<b>641</b>	<b>784</b>	<b>24</b>	<b>166</b>



## (5) 市町別療育手帳交付事務処理件数

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

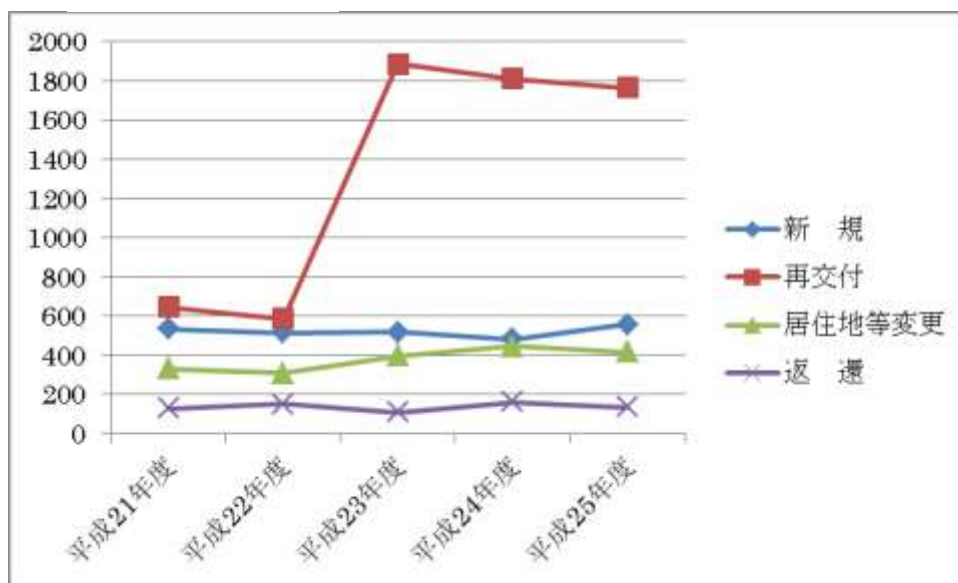
市町名	新規交付	再交付	居住地等変更	返還	計
津市	84	248	56	21	409
四日市市	95	242	63	20	420
伊勢市	21	129	43	9	202
松阪市	52	166	36	5	259
桑名市	46	117	25	16	204
鈴鹿市	65	247	68	9	389
名張市	29	95	23	7	154
尾鷲市	4	18	7	1	30
亀山市	25	47	7	1	80
鳥羽市	9	25	7	5	46
熊野市	5	14	1	3	23
いなべ市	12	40	9	3	64
志摩市	15	52	17	5	89
伊賀市	34	109	29	13	185
市計	496	1,549	391	118	2,554
木曾岬町	2	7	0	0	9
東員町	2	13	0	0	15
菰野町	11	38	8	3	60
朝日町	3	11	0	0	14
川越町	1	16	1	2	20
多気町	6	23	3	1	33
明和町	7	17	4	1	29
大台町	1	10	3	0	14
玉城町	2	18	2	1	23
度会町	1	9	0	2	12
大紀町	5	7	0	0	12
南伊勢町	1	13	0	1	15
紀北町	7	16	3	4	31
御浜町	2	10	1	0	13
紀宝町	9	9	1	0	19
町計	60	217	26	16	319
合計	556	1,766	417	134	2,873

(6) 年度別療育手帳交付事務処理件数

処理区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
新規	535	514	517	482	556
再交付	646	588	1,888	1,812	1,766
小計	1,181	1,102	2,405	2,294	2,322
居住地等変更	330	307	397	445	417
返還	127	152	108	160	134
合計	1,638	1,561	2,910	2,899	2,873

※ 平成23年4月から障がい程度の確認により変更がないものも再交付申請により手帳を交付しています。

処理件数の推移



## (7) 療育手帳交付者数 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

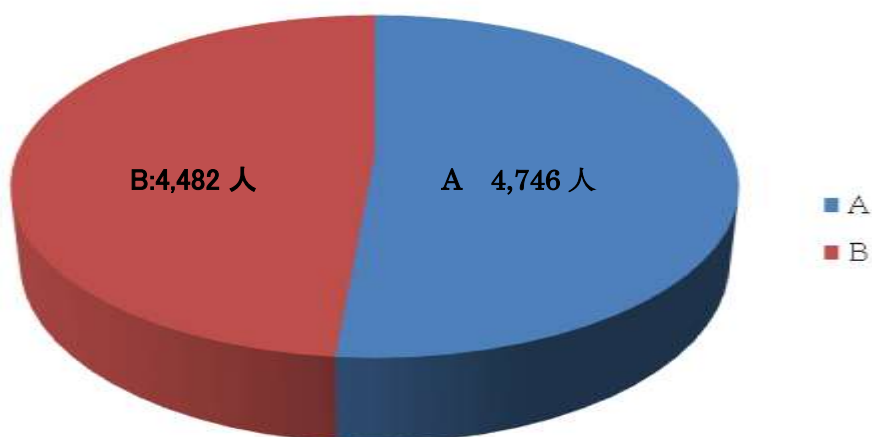
(単位:人)

区分 市町名	男	女	18歳未満			18歳以上			合 計		
			A	B	計	A	B	計	A	B	計
津市	1,198	677	170	279	449	759	667	1,426	929	946	1,875
四日市市	1,256	767	192	380	572	670	781	1,451	862	1,161	2,023
伊勢市	500	317	56	96	152	356	309	665	412	405	817
松阪市	687	418	93	185	278	440	387	827	533	572	1,105
桑名市	531	314	79	156	235	290	320	610	369	476	845
鈴鹿市	767	501	123	274	397	461	410	871	584	684	1,268
名張市	387	250	38	132	170	220	247	467	258	379	637
尾鷲市	86	53	13	17	30	55	54	109	68	71	139
亀山市	205	88	20	67	87	94	112	206	114	179	293
鳥羽市	96	73	12	21	33	81	55	136	93	76	169
熊野市	110	67	8	16	24	90	63	153	98	79	177
いなべ市	172	125	25	51	76	123	98	221	148	149	297
志摩市	199	157	20	28	48	172	136	308	192	164	356
伊賀市	405	290	48	107	155	251	289	540	299	396	695
(市計)	6,599	4,097	897	1,809	2,706	4,062	3,928	7,990	4,959	5,737	10,696
木曾岬町	23	13	2	7	9	14	13	27	16	20	36
東員町	74	48	7	18	25	57	40	97	64	58	122
菰野町	200	80	24	49	73	120	87	207	144	136	280
朝日町	27	16	7	12	19	16	8	24	23	20	43
川越町	51	26	6	14	20	34	23	57	40	37	77
多気町	70	44	8	23	31	44	39	83	52	62	114
明和町	78	47	8	17	25	42	58	100	50	75	125
大台町	53	33	5	4	9	36	41	77	41	45	86
玉城町	71	35	10	13	23	37	46	83	47	59	106
度会町	21	19	2	7	9	18	13	31	20	20	40
大紀町	35	28	1	4	5	37	21	58	38	25	63
南伊勢町	77	54	5	8	13	69	49	118	74	57	131
紀北町	102	68	11	17	28	81	61	142	92	78	170
御浜町	41	41	4	7	11	42	29	71	46	36	82
紀宝町	43	34	8	6	14	37	26	63	45	32	77
(町計)	966	586	108	206	314	684	554	1,238	792	760	1,552
県合計	7,565	4,683	1,005	2,015	3,020	4,746	4,482	9,228	5,751	6,497	12,248

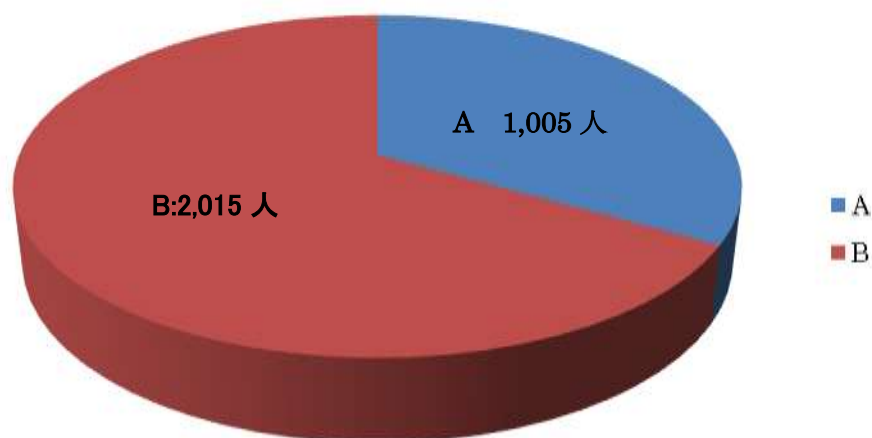
年齢別・性別・障がい程度別療育手帳交付者数

項目		障がい程度		計
		A	B	
18歳以上	男	2,797	2,740	5,537
	女	1,949	1,742	3,691
	計	4,746	4,482	9,228
18歳未満	男	680	1,348	2,028
	女	325	667	992
	計	1,005	2,015	3,020
合計	男	3,477	4,088	7,565
	女	2,274	2,409	4,683
	計	5,751	6,497	12,248

18歳以上の療育手帳交付者



18歳未満の療育手帳交付者



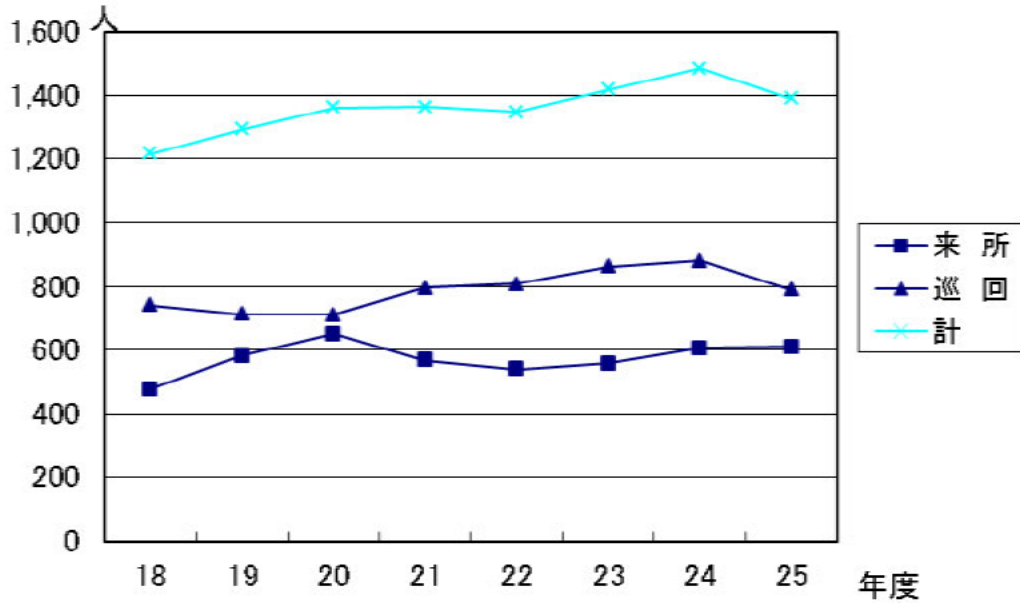
## 2 知的障害者支援課

### (1) 年度別相談人員の推移

年度	18	19	20	21	22	23	24	25
来所	477	581	651	567	540	557	605	610
巡回	740	712	710	796	807	862	879	780
計	1,217	1,293	1,361	1,363	1,347	1,419	1,484	1,390

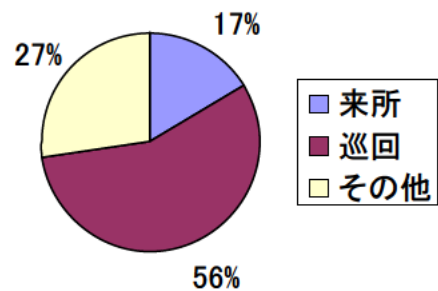
(注) 厚生労働省分類による

なお、「来所」には書面をもって判定を行った場合なども含む



### (2) 相談形態割合

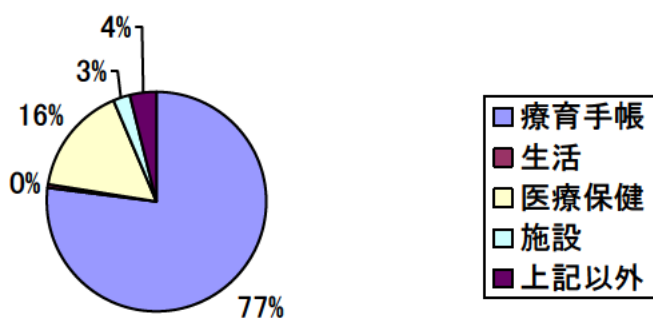
項目	人員	割合
来所	233	17%
巡回	780	56%
その他	377	27%
計	1,390	100%



(3) 相談判定処理状況

区分	来 所	巡 回	そ の 他	合 計	
取扱人員	233	780	377	1,390	
相談内容	施設	6	42	0	48
	職親委託	0	0	0	0
	職業	0	0	15	15
	医療保健	40	1	0	41
	生活	1	40	4	45
	教育	0	124	0	124
	療育手帳	184	577	32	792
	その他	9	12	326	347
	計	240	796	376	1,412
判定内容	医学的判定	38	0	2	40
	心理学的判定	181	584	0	765
	職能的判定	0	0	0	0
	その他の判定	4	22	0	26
	計	223	606	2	831
判定書 数等 交付	障害程度区分	0	0	0	0
	療育手帳	181	577	12	770
	その他	41	28	327	396
	計	222	605	339	1,166

☆来所



☆巡回



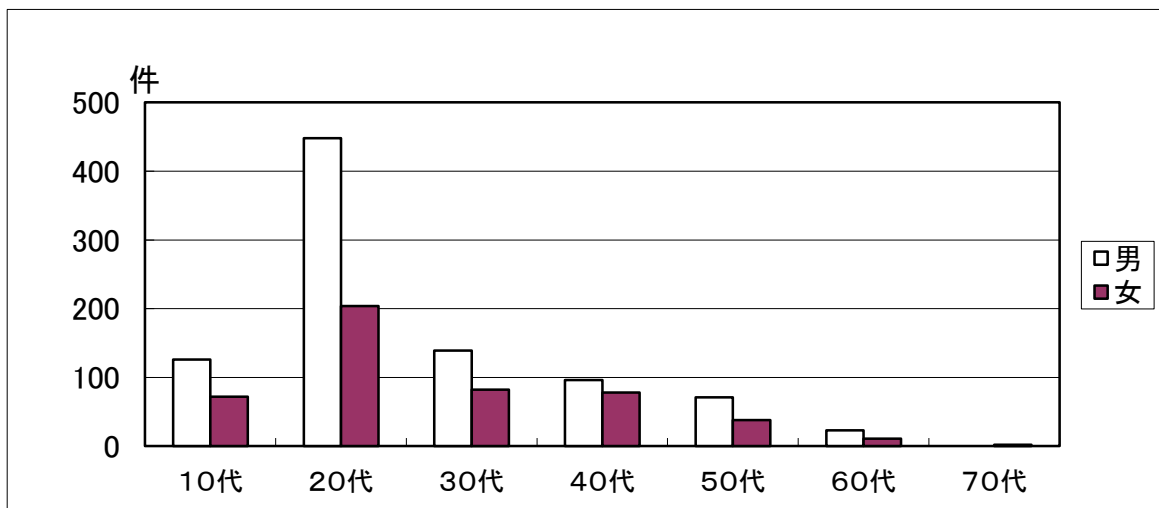
## (4) 市町別相談判定状況

市町名	実数	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
津市	197	5	0	1	10	5	35	109	38	203
四日市市	167	10	0	1	10	12	1	92	44	170
伊勢市	101	5	0	0	0	5	13	56	23	102
松阪市	144	2	0	1	6	0	22	71	43	145
桑名市	79	0	0	2	0	1	0	47	29	79
鈴鹿市	177	5	0	4	1	9	9	102	51	181
名張市	63	1	0	0	0	0	12	39	12	64
尾鷲市	14	2	0	0	1	2	0	9	1	15
亀山市	43	1	0	1	0	1	1	28	11	43
鳥羽市	27	1	0	0	0	0	2	16	8	27
熊野市	8	2	0	0	0	0	0	6	2	10
いなべ市	36	2	0	1	4	0	0	19	10	36
志摩市	61	1	0	0	0	3	11	34	12	61
伊賀市	92	1	0	1	8	2	10	54	16	92
市計	1,209	38	0	12	40	40	116	682	300	1,228
木曾岬町	4	0	0	0	0	0	0	4	0	4
東員町	9	0	0	0	0	0	0	8	1	9
菰野町	24	2	0	1	0	0	0	16	6	25
朝日町	6	0	0	0	0	0	0	3	3	6
川越町	10	0	0	0	0	0	0	7	3	10
多気町	15	0	0	0	0	0	2	9	4	15
明和町	23	0	0	2	0	0	2	12	7	23
大台町	14	0	0	0	0	1	2	7	4	14
玉城町	13	0	0	0	0	1	0	9	3	13
度会町	8	0	0	0	0	1	1	5	1	8
大紀町	15	2	0	0	2	0	0	9	4	17
南伊勢町	6	0	0	0	0	1	1	3	1	6
紀北町	8	6	0	0	0	0	0	4	0	10
御浜町	11	0	0	0	0	0	0	6	5	11
紀宝町	11	0	0	0	0	1	0	9	1	11
町計	177	10	0	3	2	5	8	111	43	182
県計	1,386	48	0	15	42	45	124	793	343	1,410
県外	4	0	0	0	0	0	0	0	4	4
合計	1,390	48	0	15	42	45	124	793	347	1,414

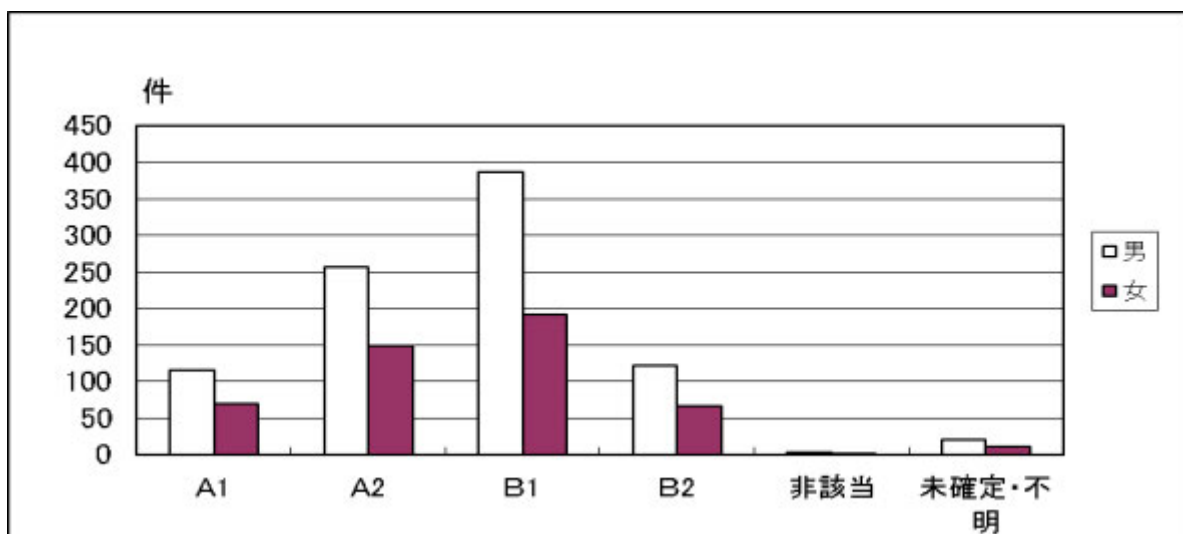
障害保健福祉圏域別相談判定状況

市町名	実数	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
桑名員弁	128	2	0	3	4	1	0	78	40	128
四日市	207	12	0	2	10	12	1	118	56	211
鈴鹿亀山	220	6	0	5	1	10	10	130	62	224
津	197	5	0	1	10	5	35	109	38	203
松阪多気	196	2	0	3	6	1	28	99	58	197
伊勢志摩	231	9	0	0	2	11	28	132	52	234
伊賀	155	2	0	1	8	2	22	93	28	156
紀北	22	8	0	0	1	2	0	13	1	25
紀南	30	2	0	0	0	1	0	21	8	32
県外	4	0	0	0	0	0	0	0	4	4
合計	1,390	48	0	15	42	45	124	793	347	1,414

(5) 男女別年齢別相談件数



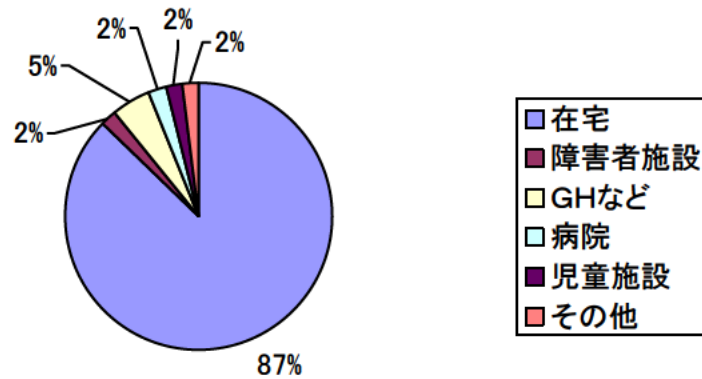
(6) 男女別程度別相談件数



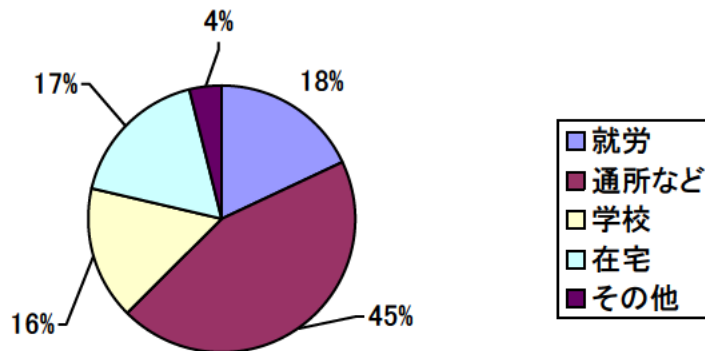


## (7) 生活活動状況別相談割合

### ☆ 生活状況



### ☆ 活動状況



## (8) 地域支援の状況

### ① 市町等地域支援

地域の協議会（知的障がい部会等）に計 32 回出席し、施設入所希望者の現状把握のほか、困難事例の検討や関係機関のネットワーク構築に向けた協議等を行いました。

また、これとは別に、市町等が単独で実施する個別事例の支援会議等には計 39 回参加しました。

### ② 入所調整

平成 25 年度に知的障がい者支援に係る障害者支援施設への入所を希望し、新たに待機者名簿へ掲載した者は 58 名でした。入所した対象者は 22 名で、待機者（実人数）は平成 26 年 3 月末現在で 281 名となり、平成 22 年度 214 名、23 年度 226 名、24 年度 254 名と年々増加しています。

しかし、待機者 281 名のうち優先度 A が 1 名、B が 136 名、C が 136 名、D が 8 名で、施設の空きが出てもただちに入所を希望しない C や D の人が半数以上を占めている状態です。

入所調整については、平成 23 年度に「三重県障害者支援施設利用調整実

施要領」を制定し実施してきたところですが、平成 25 年度には市町や施設の意見も参考にしながら要領の改正の検討を行いました。主な改正点は、地域の協議会等での入所検討資料にサービス等利用計画等を用いることや、福祉型障害児入所施設に入所している過齢児のうち障害者支援施設への入所が必要な者についての優先度の見直し等です。(平成 26 年 4 月 1 日施行)

平成 24 年 7 月 1 日から実施した重症心身障がい者に係る療養介護事業所(三重病院)の利用(入所)調整について、待機者名簿へ掲載した者は 6 名でした。

③ 緊急入所調整

平成 25 年度に市町からの相談があり、緊急入所調整委員会に諮ったのは 1 件でした。しかし、その後、地域の障害者支援施設での短期入所が可能になったため緊急入所には至りませんでした。

④ 行動観察事業

平成 25 年度に行動観察事業を利用した利用者は 0 名でしたが、利用にあたっての、事前検討のために「城山れんげの里」を含めた関係機関のケース会議は数回実施しました。

また、昨年度までの利用者の相談やケース会議等についても、地域生活の継続を支えるために、「城山れんげの里」と連携しながら数回実施しました。

(9) 関係機関への支援

① 三重県地域生活定着支援センター

平成 22 年度から地域生活定着支援センターの依頼により、矯正施設等の退所予定者等についての判定を実施しており、平成 25 年度は 2 名の判定を行いました。

② 三重県自閉症・発達障害支援センター

平成 22 年度から自閉症・発達障害支援センターの依頼により心理学的査定を実施しており、平成 25 年度は 2 名の査定を行いました。

(10) 研修の状況

① 第 1 回知的障がい者福祉担当基礎研修

日 時	平成 25 年 4 月 24 日 (水)
場 所	三重県人権センター大セミナー室
対象者	市町知的障がい者福祉担当職員
内 容	知的障害者支援課作成の「知的障がい者支援マニュアル」に基づき業務概要を説明 ・知的障がいとは ・療育手帳判定の流れについて ・療育手帳の交付事務について ・入所調整・緊急入所について
出席者数	41 名

② 第 2 回知的障がい者福祉基礎研修

日 時 平成 25 年 7 月 4 日 (木)  
場 所 身体障害者総合福祉センター大研修室  
対象者 市町知的障がい者福祉担当職員・障害者総合相談支援センター等の福祉関係職員  
内 容 知的障害者支援課作成の「知的障がい者支援マニュアル」に基づき業務概要を説明  
・知的障がい者調査書について  
・判定・意見書について  
・行動観察について  
・障害者虐待について  
心理検査について・心理検査受検体験  
出席者数 38 名

③ 知的障がい者福祉専門研修

日 時 平成 25 年 12 月 6 日 (金)  
場 所 三重県津庁舎大会議室  
対象者 障がい者 (主として知的) 福祉事業所職員  
外部講師 NPO 法人さるく代表 長瀬慎一氏  
内 容 ①講義:「行動障害 (行動問題) への具体的な取り組みについて  
～アセスメントと記録の取り方を中心に」  
②実習:「行動障害への具体的・実践的な取り組み」  
参加者数 76 名

### 3 身体障害者支援課

#### (1) 相談業務

身体障がい者の更生援護のための各種相談に応じ、指導・助言を行います。

- ① 自立支援医療（更生医療）相談
- ② 補装具相談
- ③ 施設入所相談
- ④ その他関連する相談

#### (2) 判定業務

##### ① 医学的判定

市町からの依頼により、身体機能障がいの程度、残存機能及び障がいの状態を確認し、自立支援医療費、補装具費の支給にかかる医学的判定を行います。判定には、書類判定と来所判定があります。

平成 25 年度医学的判定

種 別	来所判定日	時 間
整形外科	火曜日（月 3 回）	13:30～16:30
耳鼻科	毎月第 2・4 水曜日	13:00～16:00
内 科	書類判定	随 時
心臓血管外科	書類判定	随 時
泌尿器科	書類判定	随 時
眼 科	書類判定	随 時

#### (3) 判定等実施状況

平成 25 年度中に実施した判定依頼件数は 1,377 件でした。

来所（書類判定を含む）による実施件数が 1,400 件でした。

判定依頼及び判定件数の主な内容については、補装具費の支給に関する判定依頼件数が 818 件、判定件数が 841 件、更生医療の給付に関する判定依頼件数が 559 件、判定件数が 559 件でした。

※判定依頼件数＝平成 25 年度中の日付（H25.4.1～H26.3.31）で受け付けた判定依頼件数

※判定件数＝平成 25 年度中の日付（H25.4.1～H26.3.31）で判定書を交付した件数

平成 25 年度判定依頼・判定件数

区 分		来 所	計	構成比
判定依頼件数		1,377	1,377	—
判定依頼内容	更生医療	559	559	40.6%
	補装具	818	818	59.4%
	職業	0	0	0.0%
	施設	0	0	0.0%
	生活	0	0	0.0%
	その他	0	0	0.0%
	計	1,377	1,377	100.0%
判定内容	更生医療	559	559	39.9%
	補装具	841	841	60.1%
	心理判定	0	0	0.0%
	職業判定	0	0	0.0%
	その他	0	0	0.0%
	計	1,400	1,400	100.0%
判定書交付件数		1,400	1,400	100.0%

※ 来所には、書類による判定を含む

(4) 判定依頼件数の過去 5 年間の推移

相談・判定 件数の推移	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	1,762	1,749	1,615	1,719	1,377



(5) 来所・巡回別実施判定依頼件数の過去5年間の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
来所	1,739	1,732	1,615	1,719	1,377
巡回	23	17	0	0	0
計	1,762	1,749	1,615	1,719	1,377

※ 来所には、書類による判定を含む

※ 巡回は平成22年度をもって廃止

(6) 判定依頼状況の過去5年間の推移

手帳診断（障害程度の判定）は平成20年度をもって廃止しました。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
更生医療	727	775	609	677	559
補装具	1,024	963	1,006	1,042	818
心理判定	1	0	0	0	0
手帳診断	0	0	0	0	0
職業判定	0	0	0	0	0
その他	10	11	0	0	0
計	1,762	1,749	1,615	1,719	1,377

(7) 更生医療の判定件数

医療内容例		件数	比率
心臓機能障害	バイパス術	26	4.7%
	弁置換術・弁形成術	34	6.1%
	ペースメーカー植え込み術	17	3.0%
	その他	6	1.1%
じん臓機能障害	透析療法	99	17.7%
	免疫抑制療法	140	25.0%
	腎移植	22	3.9%
	その他	0	0%
肢体不自由	人工関節置換術・他	67	12.0%
	その他	0	0%
肝臓障害	肝臓移植	4	0.7%
	免疫抑制療法	23	4.1%
免疫機能障害	免疫調整療法	101	18.1%
聴覚・音声・言語機能障害	人工内耳	2	0.4%
	顎形成・歯列矯正・他	18	3.2%
計		559	100.0%

(8) 補装具判定の状況

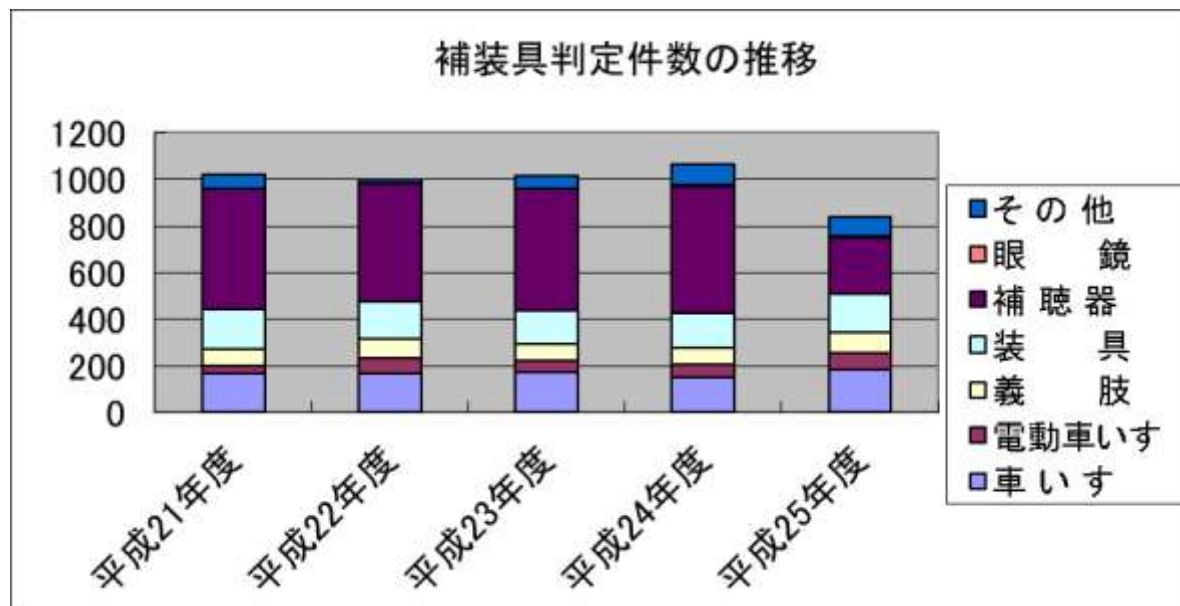
補装具の判定は、補聴器が最も多く28.9%、次いで車いすが21.9%装具が19.6%となっています。

平成25年度補装具の判定件数

種目	件数	比率
車いす	184	21.9
電動車いす	71	8.5
義肢	87	10.3
装具	165	19.6
補聴器	243	28.9
眼鏡	5	0.6%
その他	86	10.2%
計	841	100.0%

※年度別判定状況（過去5年間の推移）

種 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
車いす	167	170	171	149	184
電動車いす	35	64	51	57	71
義 肢	72	80	70	69	87
装 具	171	161	145	154	165
補聴器	513	506	522	542	243
眼 鏡	2	2	1	3	5
そ の 他	59	18	54	89	86
計	1,019	1,001	1,014	1,063	841



(9) 研修の状況

① 市町身体障がい者福祉担当職員基礎研修

身体障害者更生相談所が所管している業務について、市町の経験の浅い職員を対象として、実務研修を実施しました。

平成25年5月15日 59名

- ・ 身体障がい者の一般特性と制度の概要
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 自立支援医療（更生医療）
- ・ 自立支援医療の自己負担等
- ・ 補装具について
- ・ 障害者支援施設の入所関係事務



- ② 市町身体障がい者福祉担当職員専門研修  
身体障がい者福祉担当職員を対象に、専門研修として行いました。

平成 25 年 9 月 6 日 33 名

- ・ 補装具の現物説明・操作体験等
- ・ 補装具の対応困難な事項についてのグループワーク等

(10) 市町等に対する専門的な技術的助言・指導等の業務

- ① 特別支援学校が開催する進路懇談会に出席し、学校、市町、地域相談支援センター職員等と検討を 4 回行いました。
- ② 市町等に対し、障がい福祉に係る各種の情報の提供を行いました。

(11) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

指定自立支援医療機関の指定について、63 件の指定を行いました。  
また、指定更新 34 件、医師変更承認 6 件、その他変更届 163 件を受理しました。

## 4 地域支援課

### (1) 相談支援事業

県内に設置した障がい者の相談支援センターの利用者数（登録者数）

#### ① 障がい者就業・生活支援事業

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
登録者数	1, 978人	2, 238人	2, 288人	2, 696人

#### ② 障がい児等療育相談支援事業

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
登録者数	2, 583人	3, 064人	2, 862人	2, 290人

#### ③ 高次脳機能障がい者生活支援事業

(平成 25 年 4 月 1 日付で高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業へ要綱改正)

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数 (延数)	896人	1, 010人	967人	762人

#### ③ 閉症・発達障害支援センター運営事業

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	780人	941人	1, 167人	1, 218人

#### ④ 症心身障がい児（者）相談支援事業

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
登録者数	488人	287人	328人	356人

### (2) 相談支援体制整備・強化及び地域の協議会支援

平成 21 年度中に、すべての市町に地域自立支援協議会が設置されましたが、活動状況は様々で、地域格差があります。そのため、平成 21 年度にはすべての市町を訪問し、地域自立支援協議会の活動状況を把握するとともに、実際に地域自立支援協議会に参加し、協議会運営等の課題の把握に努めました。

さらに、平成 22 年度から三重県地域自立支援協議会運営強化支援事業を実施し、各圏域にエリアマネージャーを配置し運営の強化を図りました。エリアマネージャー会議の開催により情報の共有と更なる強化等に取り組みました。

平成 24 年度からは、エリアマネージャーを圏域アドバイザーに改称し、相談支援体制強化事業として従来の取組に加え、相談支援体制強化に向けた支援を行って

います。圏域アドバイザーの活動により把握した地域の課題を、県障害者自立支援協議会へ報告・提言しています。

#### 圏域アドバイザー会議開催実績

項 目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
回数	3	5	5	4

### (3) 人材育成支援事業

#### ① 障害程度区分認定調査員研修

障害程度区分の認定調査を行う市町職員等を対象として実施しました。

【日 時】 平成 25 年 4 月 19 日実施等の 3 回実施

【参加者数】 190 名

#### ② 審査会委員研修

障害程度区分の認定を行う市町の審査会委員の研修を行いました。

【日 時】 平成 25 年 4 月 17 日等の 4 回実施

【参加者数】 40 名

#### ③ 相談支援従事者初任者研修

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的として実施しました。

【日 時】 平成 25 年 7 月 23 日~24 日、25 日、8 月 8 日~9 日、8 月 22 日~23 日の 7 日間

【参加者数】 292 名

#### ④ 相談支援従事者現任者研修

相談支援従事者初任者研修の受講者を対象として、相談支援従事者の資質の向上を図ることを目的として実施しました。

【日 時】 平成 25 年 9 月 18 日~9 月 20 日の 3 日間

【参加者数】 74 名

#### ⑤ 相談支援従事者専門コース別研修（地域移行・地域定着、触法）

障がい者等の相談支援に携わる相談支援専門員等を対象に、地域移行支援等に必要となる専門知識を有した質の高い人材を養成し資質の向上を図ることを目的として実施しました。

【日 時】 平成 26 年 3 月 10 日

【参加者数】 68 名

⑥ サービス管理責任者等研修

障害者総合支援法等の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者等の養成を図ることを目的として、実施しました。

【日 時】 平成 25 年 11 月 6 日（共通講義）  
平成 25 年 11 月 14 日、15 日（介護分野）  
平成 25 年 11 月 21 日、22 日（地域生活（知的・精神）分野）  
平成 25 年 11 月 27 日、28 日（就労分野）  
平成 25 年 12 月 12 日、13 日（児童発達支援管理責任者研修）

【参加者数】	介護分野	88 名
	地域生活（知的・精神）分野	78 名
	就労分野	88 名
	児童発達支援管理責任者研修	51 名
	合 計	305 名

⑦ サービス管理責任者フォローアップ研修

介護分野のサービス管理責任者の資質向上やサービス管理責任者間の情報交換や情報共有を図ることを目的として実施しました。

【日 時】 平成 26 年 2 月 13 日・14 日の 2 日間  
【参加者数】 51 名

⑧ 同行援護従業者養成研修(一般課程・応用課程)及びガイドヘルパー養成研修

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者の支援等や、全身性障がい者の外出時の移動の支援等を行う同行援護従業者及びガイドヘルパーの養成を目的として実施しました。

【日 時】 9～10 月、11～12 月、1 月の 3 回実施  
【参加者数】 140 名

⑨ 障害者ホームヘルパー等養成研修

障害保健福祉圏域において、地域のニーズに応じた研修を地域自立支援協議会が主催して企画実施し、支援者の養成と資質向上及び、地域のネットワーク構築を目的として実施しました。

【日 時】 平成 25 年中に 5 圏域で 6 回開催  
【延べ参加者数】 213 名

⑩ 福祉担当職員等基礎研修

市町職員及び障がい福祉施設従事者等の初任者を対象に、「本人中心の支援とは」を共に考え、日頃の支援を振り返る機会とする基礎研修を実施しました。

【日 時】 平成 25 年 4 月 12 日・5 月 12 日  
【参加者数】 238 名

(4) 障害者虐待防止・権利擁護事業

① 三重県障害者権利擁護センター

相談・通報・届出受理件数（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）

	養護者	施設従事者	使用者	不明	総数
受理件数	15 件	18 件	19 件	4 件	56 件

\*市町からの問い合わせ・相談も含む

② 障害者虐待防止・権利擁護研修

障害者虐待の未然防止及び虐待の早期発見と虐待が疑われる事案への迅速な対応ができるよう研修を共通講義と障害者虐待防止センター職員等コース、障害者福祉施設従事者コースのコース別に実施しました。

【日 時】 平成 25 年 10 月 30 日、12 月 4 日、平成 26 年 1 月 17 日

【参加者数】 324 名

---

平成 26 年度版

**事 業 概 要**

発 行 平成 26 年 7 月  
三重県障害者相談支援センター  
〒514-0113  
三重県津市一身田大古曾670番地2  
電 話 (059) 236 - 0400

---